浦和駅東口駅前市民広場管理運営基準

(趣旨)

第1条 この管理運営基準は、利用者が浦和駅東口駅前市民広場要綱(平成19年さいたま市告示第1062号。以下「要綱」という。)第4条第1項各号に規定する行為をしようとする場合における、市長が当該行為を承認する基準、その他浦和駅東口駅前市民広場(以下「市民広場」という。)の管理運営に関する基準を明確にすることにより、要綱第2条に定める市民広場の活用の便宜を図るために策定するものとする。

(承認の基準)

- 第2条 市長が要綱第4条第1項の規定により行為の承認をする場合は、当該行為が次の 基準を満たしていなければならない。
 - (1) 周辺環境に支障を及ぼす恐れのないこと。
 - (2) 管理責任者を置き、管理責任者による安全管理が行われていること。
 - (3) 楽器、マイク、スピーカー等を用いて音を発生させる行為については、近隣住民の日常生活の妨げとならない範囲で行うものであること。
 - (4) 販売及び飲食の提供を伴う行為については、本市、国若しくは他の地方公共団体 (以下「本市等」という)が主催し、若しくは共催し、又は本市等から補助金等の 交付決定を受けて行う事業であり、かつ本市等の職員が管理責任者であること。

(利用できる日数及び時間)

- 第3条 要綱第4条第1項に規定する市長の承認を要する行為に係る市民広場の利用は、 連続する7日までの範囲とする。また、1日において利用できる時間は、午前6時から 午後9時までとする。
- 2 2日以上引き続き市民広場を利用する際は、利用に伴う設備を、原則各日毎に撤去するものとする。ただし、利用時間以外の時間帯に、警備員を配置する等、市が必要と認める措置を講じ、管理責任者による安全管理を徹底する場合はこの限りでない。

(音を発生させる行為)

- 第4条 第2条第3号の近隣住民の日常生活の妨げとならない範囲の音とは、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 主に市民広場内を対象として発せられるものであり、過度に市民広場の外に拡散しない音量であること。
 - (2) 午後6時から午後9時までは、スピーカー等を用いて音楽の演奏や再生をしない

こと。ただし、前号をふまえて行う場内へのマイクによるアナウンスは除くものとする。

(火気の使用を伴う行為)

第5条 要綱第5条第8号の火気を使用することについて、市民広場の管理上支障がない と市長が認める場合にあっても、管理責任者は使用する火気を適切に管理下に置かねば ならない。

(行為承認の申請)

- 第6条 要綱第4条第1項の規定により行為の承認を受けようとする者は、浦和駅東口駅 前市民広場の行為承認申請書(様式第1号。以下、「行為承認申請書」という。)に必要 な書類を添付して、これを市民局市民生活部市民協働推進課に提出するものとする。
- 2 前項の申請は、利用希望日の6月前から5日前(利用希望日の5日前の日から1日前の日までに休日(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号) 第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)があるときは、その日を除く)までに行わなければならない。
- 3 承認を受けようとする行為が、本市等が主催し、若しくは共催し、又は本市等から補助金等の交付決定を受けて行う事業であるときは、前項の規定に関わらず、6月前の日より前であっても、本条の規定による申請をすることができるものとする。
- 4 承認を受けようとする行為が、本市等が主催、共催若しくは後援し、又は本市等から 補助金等の交付決定を受けて行う事業であるときは、一つの利用日につき予備日を1日 まで設けることができる。
- 5 承認を受けようとする者が、市民広場内に設置した電源コンセント及び貯蔵した雨水 の使用を希望する場合には、「行為承認申請書」に記載するものとする。
- 6 市民広場内に設置された上水道は、承認を受けた行為に伴って用いるもので、市が特別に認める場合にのみ使用することができる。

(行為承認)

第7条 市長は、行為承認申請書の提出を受け、承認をするときは、申請者に対して、浦和駅東口駅前市民広場の行為承認書(様式第2号。以下「行為承認書」という。)を交付する。

(利用時の安全管理)

第8条 要綱第4条第1項の規定により承認を受けた行為の実施にあたって、第三者等に 損害を及ぼしたときは、第2条第2号に規定する管理責任者の責任により、これに対応 するものとする。

- 2 管理責任者は、警備員を配置する等、市が必要と認める措置を講じるとともに、安全管理の徹底を図らなければならない。
- 3 その他、承認を受けた行為に対する第三者からの苦情等については、管理責任者の責任により、これに対応するものとする。

(原状回復)

第9条 要綱第4条第1項の規定により行為の承認を受けて市民広場を利用した者は、利用終了後、管理責任者の責任により、市民広場を原状に回復しなければならない。

(募金行為)

第10条 市民広場における募金行為について必要な事項は別に定める。

(禁止行為)

- 第11条 要綱第5条第3号のその他他人に迷惑を及ぼす行為は、次に掲げる行為及びこれらに類する行為とする。
 - (1) 泥酔等により迷惑になる行為
 - (2) 示威行為又は騒音により秩序を乱す行為
 - (3) 勧誘行為等により迷惑になる行為
- 2 要綱第5条第10号の管理上支障があると認められる行為は、次に掲げる行為及びこれらに類する行為とする。
 - (1) 市民広場の通路としての機能を妨げる行為
 - (2) 事故等を発生させる恐れのある行為

(その他)

第12条 社会通念上、一時的かつ軽易な利用については、第7条の規定にかかわらず、 別途、条件を付することにより利用の承認を行うことができるものとする。

附則

この運用基準は、平成22年4月15日から施行する。

附則

この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成26年3月10日から施行する。

附則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。